

# 横浜市立鴨居小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月24日 策定

令和6年3月22日 改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

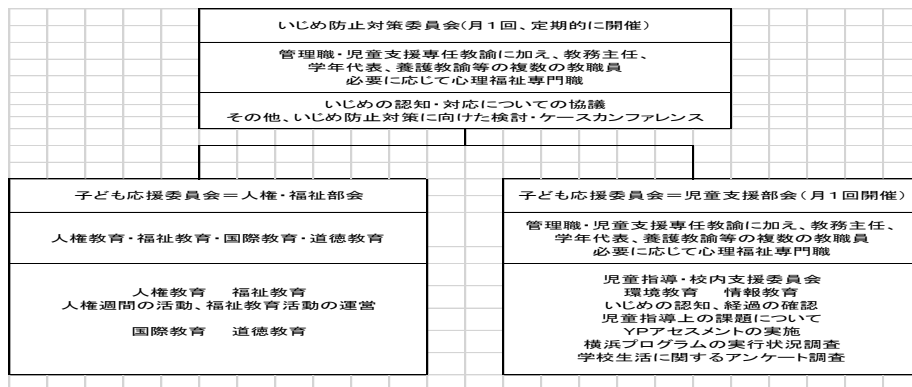
### ② いじめ防止等に向けての基本理念

鴨居小学校の学校教育目標である、「物事の善悪をきちんと判断し、思いやりのある子」（徳）、「命と体を大切に作る子」（体）、「コミュニケーションを大切にして、違いや共通点を理解する子」（開）、の具現化に向けて教職員が一丸となって取り組み、児童が心身共に健康で、明るく楽しい学校生活を送れるように努めるとともに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの早期発見や未然防止に努める。

## 2 組織の設置及び組織的な取り組み

〇いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止に努めるとともに、重大事態が発生した際には、本委員会が中心となって迅速な対応、調査を行う。

### ① 組織の構成と役割



- ・ いじめ防止対策委員会の定例会は子ども応援委員会（児童支援部会）の前に開催し、各学年のいじめの実態把握、これまでの情報共有などを行う。
- ・ 定例会とは別に、いじめの疑いがあった場合、直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ メンバーは、管理職、児童支援専任に加え、教務主任、学年代表、養護教諭等の複数の教職員によって構成する。必要に応じてSC、SSW等心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し管理を行う。

## ② 年間計画

<いじめ防止対策委員会は月1回定例で開催>

- 4月 子ども応援委員会全体会にて、各学年の児童の実態、いじめの定義と連絡体制について全職員で共有 特別支援教育の視点での職員研修を実施
  - 5月 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
  - 6月 YPアセスメント・学級風土チェックの実施（1回目）
  - 7月 YPアセスメントの結果から学級の風土、児童の特徴の把握 横浜プログラムの実施調査（個人面談の実施）
  - 8月 特別支援教育全体研修 職員人権研修会
  - 11月 携帯電話安全教室の実施（5・6年）
  - 12月 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート、個人面談の実施）  
人権週間の取組
  - 1月 YPアセスメント、学級風土チェックの実施（2回目）
  - 2月 YP1回目との変化の検証、学級・児童の実態把握 学校いじめ防止基本方針の見直し
  - 3月 児童情報の次年度への引き継ぎ資料作成
- ・いじめ防止対策委員会にて各学年の児童指導上の課題の共有、いじめ未然防止・早期発見・事案対処・取組の検証を行う。（常設、毎月実施）
  - ・いじめを認知した場合に際には直ちにいじめ防止対策委員会を開き、早期発見・事案対処・対応について検討する。

## 3 いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

### ① いじめの未然防止のために

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、YPアセスメントや横浜プログラムを積極的に取り入れる。子どもたちの社会的スキルを育てたり、各学年の人権学習会で児童の人権的資質を育てたりすることで、いじめの未然防止に努める。

### ② いじめの早期発見

年2回のアンケート調査やYPアセスメント等を通していじめの情報を収集すると共に、毎月のいじめ防止対策委員会で各クラスの状況を共通理解して、いじめの早期発見に努める。

### ③ いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会で情報共有、対応方針決定、記録等、組織的に対応し、被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援を行っていく。関係機関とも、必要に応じて連携を取る。

### ④ いじめの解消

いじめの解消に向けては、いじめの解消の要件は、次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
2. いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### ⑤ 研修等の実施

年度初めの子ども応援委員会全体会、毎月の各部会で児童理解、いじめ防止・早期発見についての研修を充実させる。

#### ⑥ 学家地連、ヒガカモ運営協議会の活用

いじめの問題、地域の児童生徒指導の課題などを学家地連やヒガカモ運営協議会の場で共有し、共通理解を図る。

### 4 重大事態への対処

#### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同第2号）とされている。

#### 【報告】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 【調査・報告】

「子ども応援委員会対策会」を中核として、ただちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

#### 【児童生徒・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

### 5 その他

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し措置を講じる。